

市民税・県民税申告書の書き方

市県民税は前年の所得に対して課税されます。
令和5年中 (1/1~12/31まで) の収入、所得、控除について申告してください。

提出期限：3月15日(金)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

「4 所得から差し引かれる金額」欄に記入した金額に関する事項について記入してください。

⑰～⑲寡婦、ひとり親、勤労学生控除

該当する場合は✓をし、勤労学生控除の場合は学校名を記入してください。

⑳障害者控除

障害者控除対象の方の氏名と個人番号、障害の程度を記入してください。

㉑～㉒配偶者（特別）控除・同一生計配偶者

控除対象配偶者の氏名と個人番号、昨年中の合計所得額を記入してください。所得が1,000万円超で配偶者の所得が48万円以下の場合は「同一生計配偶者」に✓をしてください。

㉓扶養控除・16歳未満の扶養親族

扶養対象者について記入してください。扶養対象者の個人番号も記入してください。
 下の段が16歳未満の扶養親族欄になります。

㉔雑損控除

あなたや総所得金額等が48万円以下の生計を一にする親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領による損害を受けた場合
 ア. (損害金額-保険金などの補てん額) - 総所得金額等の合計額×10%
 イ. (災害関連支出の金額-保険金などの補てん額) - 5万円

5 給与以外の所得について

市県民税を給与から差し引かれている人で、給与以外の所得がある人は、その納入方法を記入してください。

提出年月日 年 月 日 6 2 21	現住所	筑後市大字山ノ井898		住所・氏名等を記入	
	1月1日現在の住所	同上		続柄は世帯主からみた申告者の続柄を記入	
	フリガナ	チクゴ タロウ		電話番号	0942-65-0000
氏名	筑後 太郎		個人番号	123456789012	
生年月日	S41.5.10	世帯主の氏名	筑後 一郎	続柄	子

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険	100,000	国民年金	150,000
合計		250,000		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	40,000	旧生命保険料の計	5,000
	新個人年金保険料の計	20,000	旧個人年金保険料の計	70,000
	介護医療保険料の計	10,000		
	地震保険料の計	15,000	旧長期損害保険料の計	5,000
⑰～⑲	寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	⑲ ひとり親控除 <input type="checkbox"/> ひとり親 (学校名)		
⑳ 障害者控除	フリガナ	チクゴ サブロウ	障害の程度	身障1級
	氏名	筑後 太郎	個人番号	345678912345
㉑～㉒ 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者	フリガナ	チクゴ ヨシコ	生年月日	S42.10.31
	氏名	筑後 よし子	配偶者の合計所得金額	1,100,000
㉓ 扶養控除	フリガナ	チクゴ ジロウ	生年月日	H7.5.19
	氏名	筑後 次郎	同居・別居の区分	同居
	個人番号	567890123456	控除額	33
㉔ 雑損控除	フリガナ	チクゴ ハナコ	生年月日	H16.2.8
	氏名	筑後 花子	同居・別居の区分	別居
	個人番号	234567891234	控除額	45
16歳未満の扶養親族	フリガナ	チクゴ サブロウ	生年月日	H23.2.24
	氏名	筑後 太郎	同居・別居の区分	同居
	個人番号	345678912345	控除額	
別居の扶養親族等	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居・別居の区分	
	個人番号		控除額	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計	78		

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	380,000	保険金などで補てんされる金額
			150,000

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ	500,000	
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	1,300,000	
	雑		公的年金等	キ	1,250,000
			業務	ク	
			その他	ケ	
	一時所得		短期	コ	
		長期	サ		
合計	一時	シ	1,200,000		
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②	100,000	
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	650,000	
	雑		公的年金等	⑦	650,000
			業務	⑧	
			その他	⑨	
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩	650,000	
総合譲渡・一時		⑪	350,000		
合計		⑫	1,750,000		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	250,000		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	70,000		
	地震保険料控除	⑯	12,500		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	530,000		
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒	260,000		
	扶養控除	㉓	780,000		
	基礎控除	㉔	430,000		
	⑬から⑳までの計	㉕	2,332,500		
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗	142,500			
合計	㉘	2,475,000			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
 5 給与、公的年金等にかかる所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き（特別徴収）
 自分で納付（普通徴収）
 「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。



個人番号の記載
 通知カードまたはマイナンバーカードの『個人番号（12桁）』を記入

1 収入金額等

雑	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など
	業務	ク	シルバー配分金、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入
その他		ケ	生命保険の年金（個人年金保険）、貸付の利子など業務（ク）以外のもの
	一時所得	シ	賞金や懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期戻戻金など 一時（シ）=収入金額-必要経費-特別控除 ※特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が50万円未満の場合はその金額、50万円以上の場合は50万円

※以下の所得は課税されないため、申告書へ記入する必要はありません。
 ・遺族年金・障害年金・増加恩給（併給される普通恩給を含む）・相続税や贈与税の課税対象となる生命保険契約等に基づく年金

2 所得金額

・「1 収入金額等」欄に記入した収入金額から各種控除額や経費等を差し引いた金額が「2 所得金額」欄に記入する所得金額になります。
 ・無収入で所得ゼロの場合は、「㉔合計」欄に「0」を記入

<各所得の算出方法>
 事業所得（①営業等・②農業） ③不動産所得
 ・別紙「収支内訳書」で所得を計算して記入してください。
 ⑥給与所得 ⑦公的年金
 ・給与・公的年金は、裏面「【参考資料】※所得の計算方法について」で所得を計算して所得金額を記入してください。
 ⑧業務 ⑨その他
 ・業務・その他所得=収入金額-必要経費
 ⑪一時所得
 ・一時所得=（収入金額-必要経費-特別控除）×1/2

4 所得から差引かれる金額

⑬～⑳の各控除計算方法は、裏面【参考資料】を参照
 ㉗医療費控除 次の計算式で計算し、記入してください。※aとbの併用は不可
 a. 医療費控除額（最高200万円）=医療費-保険金などで補てんされる金額-（合計所得⑫の5%と10万円のいずれか少ない額）
 b. セルフメディケーション税制に係る医療費控除額（最高8万8千円）=特定一般用医薬品等購入費-保険金などで補てんされる金額-12,000円 ※bの場合は区分口に「1」を記入

参考資料

6 給与所得の内訳

① 事業所種別	運送業
勤務先所在地	筑後市大字山ノ井12345
勤務先名	株はね丸運送
事業所番号	
収入合計額	1,300,000円
② 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	
③ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	
④ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	

給与の支払者・収入金額等を記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業（米作）		500,000円	400,000円	0円

事業（営業・農業）、不動産の所得について記入してください。
収支内訳書の添付をお願いします。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

配当所得について記入してください。

国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費

公的年金以外の雑所得について記入してください。
例：個人年金、シルバー配分金、報酬など

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	譲渡所得	一時所得	所得金額
一時		1,500,000	300,000	1,200,000	500,000	700,000
合計				4 + [(a+h) × 1/2]		350,000

譲渡所得および一時所得について記入してください。
なお、譲渡所得の特別控除額はお問い合わせください。

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	非課税所得（控除）額	所得金額
1						
2						

専従者控除対象者について記入してください。
専従者控除対象者の個人番号も記入してください。

11 専従者控除額 専従者控除額は次のいずれか少ない方の金額です。

① 860,000円（配偶者） 500,000円（その他親族） ② 専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数+1）

※ 専従者に行っている方を扶養控除の対象にすることはできません。詳しくは税務課職員にお尋ねください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	国外居住	配偶者 30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払
1	チクゴ ハナコ	234567891234	福岡市〇〇区 × 町△-□		

別居の扶養親族の氏名・個人番号・住所を記入してください。
また、国外居住者の場合は、該当項目に✓をし、①親族関係書類、②送金関係書類を提出してください。

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	寄附金について記入してください。	収入金額	必要経費	所得金額
	寄附金控除を受ける場合、領収書を提出してください。			

※ 寄附金に関する事項について

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	個人番号	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

種類	所得の計算	金額	
事業・不動産	収入－経費－専従者控除＝所得 ※専従者控除額：生計を一にする配偶者や親族が6ヶ月以上事業に従事している場合該当します。		
給与所得	○ 給与所得の計算は通常は速算表から求めます。		
	収入金額の合計額	給与所得の金額	
	550,999円まで	0円	
	551,000円～1,618,999円	給与等の収入額－550,000円	
	1,619,000円～1,619,999円まで	1,069,000円	
	1,620,000円～1,621,999円まで	1,070,000円	
	1,622,000円～1,623,999円まで	1,072,000円	
	1,624,000円～1,627,999円まで	1,074,000円	
	1,628,000円～1,799,999円まで	①給与収入÷4,000=A C×0.6 + 100,000円	
	1,800,000円～3,599,999円まで	②Aの小数点以下切捨=B C×0.7－80,000円	
3,600,000円～6,599,999円まで	③B×4,000=C C×0.8－440,000円		
6,600,000円～8,499,999円まで	給与収入×0.9－1,100,000円		
8,500,000円以上	給与収入－1,950,000円		
公的年金所得	○ 年金所得の計算は、本人の年齢によって異なります。（円未満切り捨て）		
	年齢区分	収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
	今年の1月1日で65歳未満の人	600,001円～1,299,999円	年金収入－600,000円
		1,300,000円～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円
		4,100,000円～7,699,999円	年金収入×85%－685,000円
		7,700,000円～9,999,999円	年金収入×95%－1,455,000円
		10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円
	（年金収入金額が600,000円までの場合は、所得金額は0円になります。）		
	今年の1月1日で65歳以上の人	1,100,001円～3,299,999円	年金収入－1,100,000円
		3,300,000円～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円
4,100,000円～7,699,999円		年金収入×85%－685,000円	
7,700,000円～9,999,999円		年金収入×95%－1,455,000円	
10,000,000円以上		年金収入－1,955,000円	
（年金収入金額が1,100,000円までの場合は、所得金額は0円になります。）			

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の場合には公的年金所得に10万円を加算し、2,000万円超の場合は20万円を加算します。
給与所得と公的年金所得の両方がある場合には、給与所得（10万円を限度）と公的年金所得（10万円を限度）の合計額から10万円を引いた額を給与所得から控除します。（所得金額調整控除）

種類	控除額	内容		
生命保険料控除（新契約）	①12,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合…支払保険料の額×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合…支払保険料の額×1/4+14,000円（上限額28,000円）	前年中支払った生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料があるときは、左記の計算方法に基づき、それぞれの保険料から控除額を求め、それらの合計額が控除できます。（合計控除限度額：7万円） 〈旧契約、新契約両方ある場合〉		
旧生命保険料控除（H23年以前契約）	①15,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合…支払保険料の額×1/2+7,500円 ③40,000円を超える場合…支払保険料の額×1/4+17,500円（上限額35,000円）	①新契約のみ適用 上限額：28,000円 ②旧契約のみ適用 上限額：35,000円 ③上記①と②両方適用 ①と②の合計額（上限額：28,000円）と②（上限：35,000円）のいずれか高い方		
地震保険料控除	○地震保険料 ①50,000円以下の場合…支払保険料の額×1/2 ②50,000円を超える場合…25,000円 ○旧長期保険契約 ①5,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②5,000円を超える場合…支払保険料の額×1/2+2,500円（上限額10,000円）	地震保険契約と旧長期保険契約の両方があるときは各々計算した合計額が控除できます。（合計控除限度額25,000円）		
社会保険料控除	支払った金額	前年中に本人または本人と生計を一にする親族が負担する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額が控除できます。		
小規模企業等掛金控除	支払った金額	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金		
配偶者控除	控除対象者の合計所得900万円以下…………… 33万円（老人控除対象配偶者 38万円）	前年の合計所得が48万円以下の配偶者 老人控除対象配偶者…70歳以上		
	〃 の合計所得900万円超950万円以下… 22万円（老人控除対象配偶者 26万円）			
	〃 の合計所得950万円超1,000万円以下… 11万円（老人控除対象配偶者 13万円）			
配偶者特別控除	控除対象者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除		
	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
1,330,000円超			0円	
扶養控除	一般扶養（16歳以上）…………… 33万円 特定扶養（19歳～23歳未満）…………… 45万円 老人扶養（70歳以上）…………… 38万円 同居老親等扶養（70歳以上）…………… 45万円	生計を一にする扶養親族で、前年の合計所得が48万円以下の人		
障害者控除	普通障害 26万円 （特別障害の場合…………… 30万円） （同居特別障害の場合…………… 53万円）	本人または扶養親族で心身に障害のある人（特別障害とは身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定 他）		
ひとり親控除	30万円	死別・離婚・未婚を問わず①及び②に該当する人 ①本人の合計所得金額500万円以下 ②生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子を有する人		
寡婦控除	26万円	本人の合計所得金額が500万円以下で①または②に該当する人 ①夫と死別した妻で、ひとり親に該当しない人 ②夫と離別した妻で、総所得金額等が48万円以下の子以外の扶養親族がいる人		
勤労学生控除	26万円	本人が学生で、合計所得が75万円以下で、かつ、給与以外の所得が10万円以下である人		
基礎控除	43万円	ただし合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超～2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超では0円となる		